

2つの私募ファンドについて

投資対象

私募の種類

私募の定義

私募の取扱い

投資する対象の50%以上が、有価証券やデリバティブ商品

私募ファンド(A)

1名の適格機関投資家と、49名以下の一般投資家が保有

- 適格機関投資家特例業者
- 金融商品取引業者

私募ヘッジファンド

私募海外投資ファンド

私募投資ファンド

私募FXファンド

私募ベンチャーファンド

など

※(A)、(B)の名称は、ファンドを区分する為、作成者が便宜的に付けたもの

私募であれば、届出・継続開示義務の対象外＝ファンドの運用コストが低減できる⇒従って、比較的小規模なファンド組成に利用される。

上記以外の、事業・商品・イベント・不動産・ローンなど

私募ファンド(B)

499名までの一般投資家が保有

- 第二種金融商品取引業者

復興企業支援ファンド

再生エネルギーファンド

ソーシャルレンディング

私募不動産ファンド

日本酒・ワインファンド

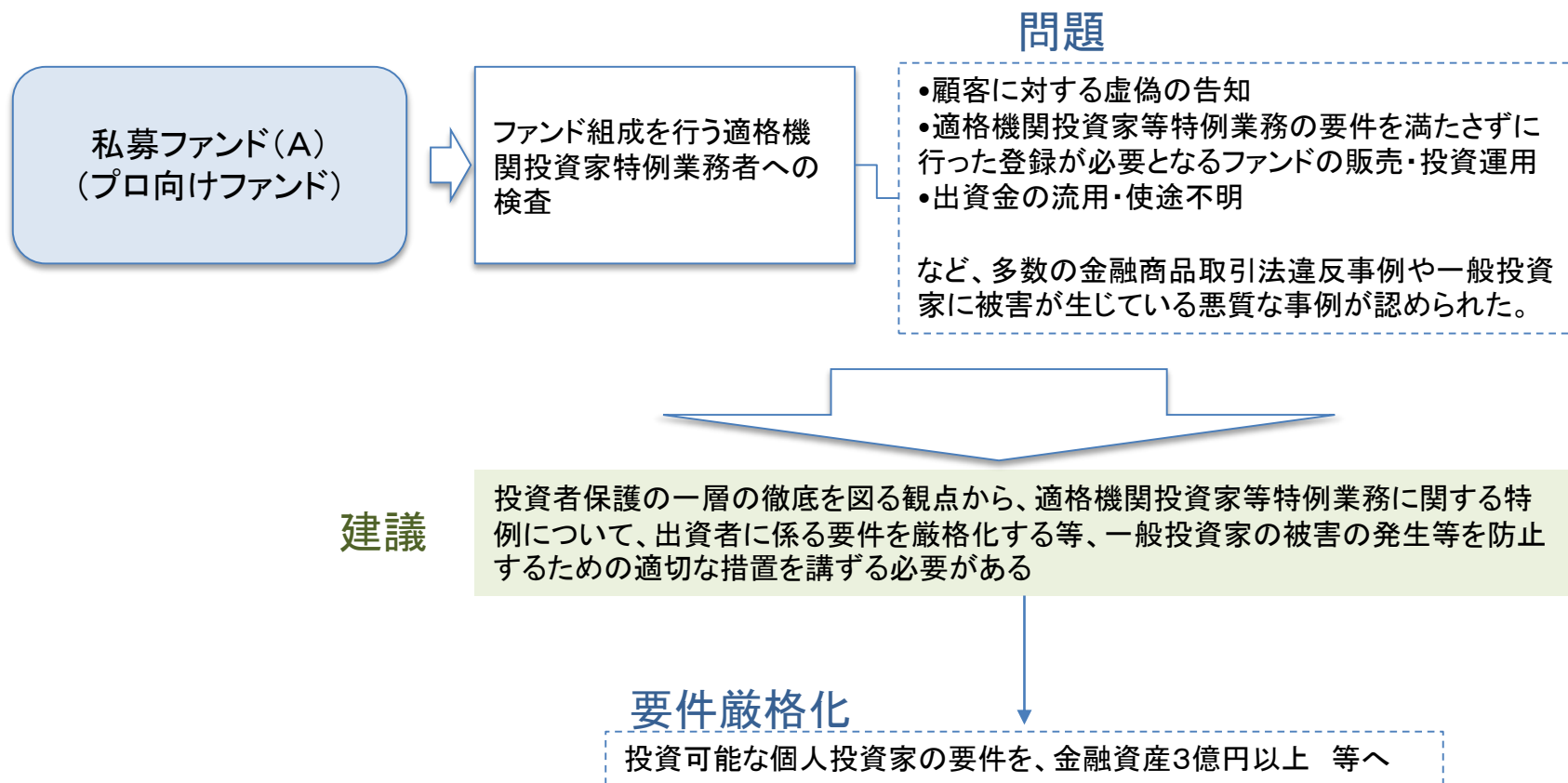
など

私募ファンドの勧誘若しくは転売の勧誘を行う者(私募ファンド(A)は、適格機関投資家特例業者、私募ファンド(B)は、第二種金融商品取引業者)は以下を投資家に告知する義務を負う

- ✓ 少人数向け勧誘に該当する為、募集の届出が行われていないこと
- ✓ みなし証券となる投資スキームであること

私募ファンド(A)に関する証券取引等監視委員会の建議

(2014年4月18日)



※現在、個人がプロ投資家(特定投資家)として認められる要件は、

- ・金融資産 3億円以上 かつ
- ・証券会社などに開設された口座が1年以上経過

私募ファンド販売者の行為規制について

標識の提示義務
(法第36条の2)

- 営業所・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示。

公告の規制
(法第37条)

- 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示。
- 利益の見込みについて、著しく事実と相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示の禁止。
- リスク情報は最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示。営業所・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示。

契約締結前の書面交付義務(法第37条の3)

- 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを記載。
- 契約の概要や手数料の概要について記載。

契約締結時の書面交付義務(法第37条の4)

- 「損失が生ずることとなるおそれ」があるときは、その旨を記載。営業所・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示。

禁止行為
(法第38条)

- 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」の禁止。
- 顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘の禁止(金商法業府令第117条第1項第7号)等。

損失補てんの禁止
(法第39条)

適合性の原則
(法第40条)

- 顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない。